

令和2年4月17日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（介護サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請に係る留意事項について

このことについては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（介護サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請について」（令和2年4月17日付け高第82号岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長）により通知しておりますが、下記のとおり留意事項を通知します。

記

1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

については、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援を提供いただくようお願いいたします。

2 さらに感染拡大した場合等の対応

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあり得ます。

なお、上記以外の入所施設については、使用制限の要請の対象となっておりませんので、衛生管理などを行った上で、事業継続に努めるようお願いいたします。

3 留意いただく事項

休業を検討される場合は、利用者に必要な支援が継続的に提供されるよう、市町村や居宅介護支援事業所等と連携して、適切な代替サービスの提供を確保してください。

また、代替サービスの提供を行ってもなお、利用者や家族のストレスが高く緊急性が高い等と判断される場合には、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応を検討してください。

4 入所系、居住系、訪問系サービス等の対応について

入所系（介護老人福祉施設等）、居住系（特定施設入居者生活介護等）、訪問系（訪問介護等）、その他（福祉用具貸与等）サービスについては、今回の特措法第 24 条第 9 項に基づく要請の対象外ですが、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底をお願いします。

5 留意事項

緊急事態措置により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主を対象とした「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（仮称）については、本通知に関する要請に関しては交付対象外であることを申し添えます。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	田 中	担 当	多治見・各務
電 話	058-272-1111 内 2600		
F A X	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		